

公園の自主管理をはじめよう



足立区には500近くの公園※があり、皆さんに広く利用され、親しまれています。足立区ではこれらの公園を「地域の庭」として、地域の方々が清掃や草刈などの日常的な維持管理を行う「公園の自主管理制度」を進めています。

あなたも身近にある公園を「自主管理」してみませんか？

※このパンフレットでは「公園」と「児童遊園」をまとめて「公園」と表記します。

足立区

(令和8年6月版)

公園の自主管理とは

Q1 公園の自主管理とはどのような制度ですか？

- A 公園の清掃や草刈などの日常的な維持管理を、区との協定により地域の皆さんに行っていただく制度です。活動を通して、住民意識の向上と地域コミュニティの活性化を図り、安全・安心・快適な公園を提供し、良好なまちづくりに貢献することを目的としています。

Q2 自主管理では、なにをしますか？

- A 「清掃活動」では主に公園の清掃や施設点検を、「草刈活動」では草刈・除草の活動を行い、毎月活動状況を報告していただきます。活動内容についての詳細はこちらのパンフレットのほか、別途「活動の手引き」で定められています。なお、「草刈活動」単独では協定を結ぶことはできません。また、活動の初年度は「清掃活動」のみから始めることを基本としています。

Q3 清掃活動での清掃は、どの程度行えばよいですか？

- A 「清掃活動」では、定期的（おおむね1週間に1回以上）の全体清掃と日常的なごみ拾いを行い、常にきれいな状態を保つようにしてください。落ち葉の時期には、清掃頻度を高めたり、園外に出てしまう落ち葉の清掃も行うなど工夫し、地域の皆様に「いつもきれい」と感じていただける公園を保てるようにしてください。

Q4 草刈活動はどの程度行えばよいですか？

- A 「草刈活動」では、園内の広場や植込地など園内全体の草刈・除草（草むしり）を行い、年間を通して草丈をおおむね5cm以下の高さに保つようにしてください。5月～10月の草の伸びが旺盛な時期には、活動後の草地や植込地の様子が分かる写真を毎月1回撮影し、提出していただきます。

Q5 どんな団体が協定を結べますか？

- A ①町会・自治会等、②社会教育団体及び学校等、③社会福祉法人及び社会福祉任意団体、④企業、⑤民間の任意団体のうち、活動の趣旨に賛同し、継続的な活動が可能な団体です。そのほか、制度の目的上、次のような基本方針があります。

ア 団体の活動登録人数は、4名以上を推奨。

（継続的な活動により公園をきれいな状態に保っていただくため）

イ 団体は、世帯を別にする複数名により構成されていること。

ウ 町会・自治会等が優先団体となること。

Q6 どの公園で協定を結べますか？

- A すでに他の団体が協定を締結している公園や、団体の規模と比較して公園が広すぎるなど、自主管理に向かない公園は対象外です。個別にご案内いたします。

Q7 活動中に第三者に損害を与えるなどの事故が発生した場合はどうなりますか？

- A 活動団体の責任により対応をお願いしておりますので、保険の加入を推奨しています。公園施設の破損等によるけがなど、団体の責任とみなされない場合はこの限りではありません。

活動の支援について

Q8 区からの支援はありますか？

- A 公園での活動や活動報告書の提出などを適切に行っている団体に、10月末頃と4月末頃の年2回に分けて、謝礼をお支払いします。謝礼額は清掃活動では公園面積に応じて、草刈活動では区が管理する場合の草地の管理費用に応じて定められています。清掃用具類の支給はしていませんので、各団体に用意してください。

▼清掃活動の謝礼額

公園（協定範囲）の面積	金額（月額・税込）
500㎡未満	2,750円
500㎡以上 1,000㎡未満	5,500円
1,000㎡以上 1,500㎡未満	8,250円
1,500㎡以上 2,000㎡未満	11,000円
2,000㎡以上 2,500㎡未満	13,750円
2,500㎡以上 3,000㎡未満	16,500円
3,000㎡以上	19,250円

▼草刈活動の謝礼額

	公園（協定範囲）の面積	金額（年額・税込）
基本料	1,000㎡未満	11,000円
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	22,000円
	2,000㎡以上	33,000円
積上分	草刈方法	金額（年額・税込）
	手刈り	264円/㎡
	肩掛け機械	92円/㎡
ロータリー機械	46円/㎡	

※ 草刈活動の謝礼額は、基本料と積上分の合計額とします。

※ 積上分の額は、各公園の草地面積等に即して、一般的に合理的と考えられる草刈方法により区が謝礼額を算出するものとし、実際の活動方法による増減はいたしません。

役割分担・活動開始までの流れ

Q9 団体と区との役割分担はどのようになりますか？

A 主な役割分担は以下のとおりとなります。

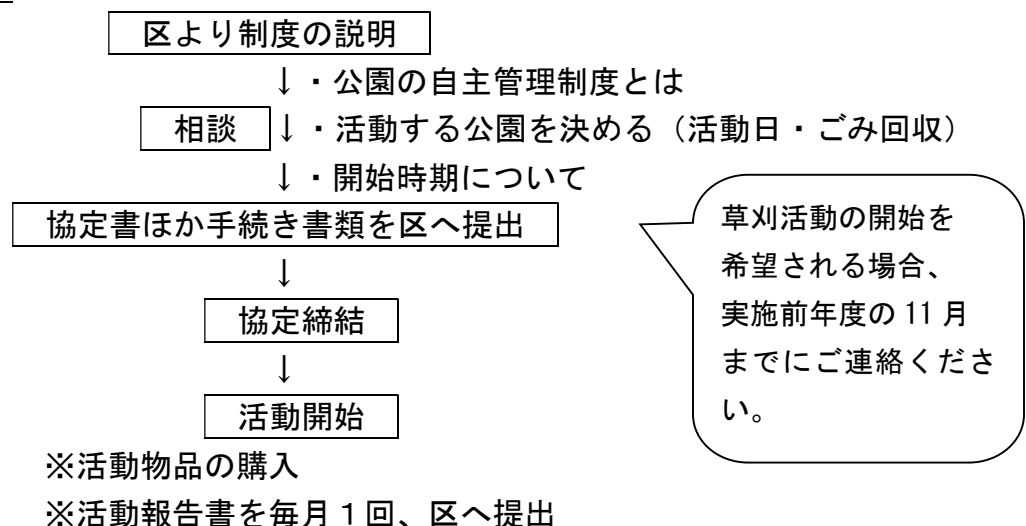
自主管理団体	区
<p>●団体による活動</p> <p>(1) 公園の全体清掃（週1回以上）と日常的なゴミ拾い 草刈活動は広場や植込地の草刈除草（月1回以上）</p> <p>(2) 落ち葉の分別収集</p> <p>(3) 清掃道具（ほうき・ゴミ袋等）の購入、保険への加入</p> <p>(4) 用具保管庫の使用 ※設置希望の場合のみ</p> <p>(5) 施設点検と緊急連絡</p> <p>●団体の連絡担当者が行うこと 活動報告書の提出（毎月1回） 草刈活動では写真の撮影、提出</p> <p>●団体の代表者又は会計担当者が行うこと 謝礼の受取り（年2回、10月末頃と翌4月末頃）</p>	<p>●担当：各管理区域の担当係※</p> <p>(1) ゴミの回収（週1回） トイレの清掃</p> <p>(2) 希望する団体に落ち葉 収集用ゴミ袋の配布 （受取りはあだち道路公園 管理事務所へ来庁）</p> <p>(4) 用具保管庫の設置</p> <p>(5) 施設補修等の現場対応</p> <p>●担当：各管理区域の担当係※ 活動報告書の受取り 草刈写真の受取り</p> <p>●担当：公園調整係 謝礼の支払い</p>

※地区によって担当係が変わります。「活動の手引き」の管理区域図をご参照ください。

Q10 活動開始までの流れはどのようになりますか？

A 次のフローを参考にご覧ください。自主管理協定は年度ごとに締結します。

活動開始までの流れ



【お問合せ】 足立区 都市建設部 公園維持課 公園調整係

〒120-0011 足立区中央本町2-9-1（あだち道路公園管理事務所2階）

TEL 03-3880-5845 FAX 03-3880-5620